

## 元弁護人の法律事務所に対する捜索・差押に抗議する会長声明

東京地方検察庁の検察官らは、2020年1月29日、刑事被疑事件について、関連事件を担当した元弁護人の法律事務所に入り込んで捜索を行った。元弁護人らは、検察官に対して、差押物については押収拒絶権を行使して押収を拒否し、その前提として法律事務所内の捜索を拒否する意思を明示していたが、それにもかかわらず、検察官らは捜索を強行した。

刑事訴訟法105条に基づき押収を拒絶された場合、「押収対象物の捜索・検証もできない」というのが通説である。

しかるに、検察官らは、無断で裏口から同法律事務所に入り込み、元弁護人らの退去要請を無視して長時間にわたり滞留した上、法律事務所内の会議室のドアの鍵を同行した業者に破壊させ、施錠されているキャビネットの鍵を同行した業者に開錠させて内容物を確認し、事件記録等が置かれている弁護士らの執務室内をビデオ撮影するなどしたが、これらは明らかな違法行為である。同日に検察官らが押収したものは元弁護人らが捜索当初に任意提出する意思を示していた面会簿のみであるところ、その余の対象物が押収拒絶権の行使によって当然に押収できないものであることを踏まえると、かかる捜索は、弁護士の業務を妨害し、事務所を物理的に破壊する行為のみならず、刑事訴訟法105条が保障する弁護士の業務上の秘密を危うくさせる行為と断ずるほかはない。

憲法は、被疑者及び被告人の防御権及び弁護人依頼権を保障しており、弁護人は、被疑者及び被告人の権利及び利益を擁護するため、最善の弁護活動に努めなければならない。対立当事者である検察官が、弁護人に対し、その権利を侵害する違法行為に及ぶことは、我が国の刑事司法の公正さを著しく害するものであり、許されない。

当会は、このような違法な令状執行に強く抗議するとともに、同様の行為を二度と繰り返さないよう求めるものである。

2020年（令和2年）2月14日

千葉県弁護士会

会 長 小見山 大